

第2回検討会の議論の方向性・ヒアリング項目・論点

○第2回検討会の議論の方向性

- ・ 第2回は、第1回に引き続き、各テーマの論点及び対応策に関して、ヒアリング論点を念頭に広く検討・議論いただきたい。
- ・ 自治体の現在の取組や課題、要望に対して、深掘りする質問や意見をお出しいただきたい。

○ヒアリング項目

(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針等

- ・ 現在の取組み状況
- ・ 取組みを進めるに当たっての課題
- ・ 課題を踏まえた、国などへの要望(制度、体制、マニュアルの見直し等)

(2) 浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等

- ・ 現在の取組み状況
- ・ 取組みを進めるに当たっての課題
- ・ 課題を踏まえた、国などへの要望(制度、体制、マニュアルの見直し等)

○ヒアリング論点

(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

- 特定既存単独処理浄化槽（以下、「特定既存単独」という）に対する措置の活用を促進し、単独転換に繋げていくためには、判定プロセスや基準に関して環境省指針を具体的にどのように見直すべきか。
- 単独処理浄化槽に漏水があれば、直ちに特定既存単独と判定するものとして、指針を明確化すべきか。
- 11条検査結果報告書に特定既存単独との判定（もしくはその可能性）を明示することは、一部の都道府県では独自の運用として行われているところ、全国一律に同様の運用を求めることとすべきか。
- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針が明確化された場合、適用件数が増えることとなるが、指定検査機関・業界団体の協力や、自治体の体制整備が必要ではないか。
- 特定既存単独の措置を推進するための実効性のある経済的なインセンティブとして、どのようなものが考えられるか。
- 法定検査の結果に加え、保守点検・清掃の実施状況等の情報を収集し、当該情報を活用して、特定既存単独への対応を進める必要があるのではないか。

(2)維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化等について

- 清掃業者・保守点検業者から情報収集の協力を得ることが難しいとの意見があるが、具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- 浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等に関し、清掃業者・保守点検業者からの情報収集の仕組みが有効に機能している都道府県もあるところ、有効に機能していない都道府県に対してはどのような対処を検討すべきか。
- 維持管理情報の電子化が進んでいないところ、自治体・事業者双方において具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- 維持管理情報の収集に当たっては、清掃業者に対する廃掃法上の許可に区域を付す（いわゆる区域割）ことが必要であるとの意見があるが、どのように考えるべきか。
- 維持管理（法定検査、清掃、保守点検）が不十分な浄化槽への措置については、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について（通知）」を令和5年5月に環境省より発出しているところであるが、維持管理向上のため、今後どのような対処を検討すべきか。
- 維持管理の向上に向けて協議会を活用している事例があるが、全国的には活用が進んでいないところであり、設置・運営に当たって何が障壁となっているのか。

※上記論点は、第1回検討会での議論等を踏まえ想定したものであり、論点を上記に限定するものではない。

以上